

令和5年度 佐川野区町政地区懇談会 ご意見要旨

令和5年11月24日（金）16時～ 佐川野中公民館

	意見等	回答（懇談会当日）
1	<p>街路樹の管理について事前質問をしたが、街路樹が伸び放題であるため、日陰ができ農作物の生育が悪かったり、落ち葉が宅内に入り込む等沿線住民は困惑している。数年前から要望しているが、要望してもやってもらえないのはなぜか。納得する理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>また今しばらくお時間をいただきたいと事前回答をもらったが、どの程度待てばよいのか。丸林の富士見通り、駅前西大通りは毎年やっていると思う。優先順位を決めてということだが、令和3年に信号から運動公園のほうに向かっては剪定しているが、令和5年も同じ場所を剪定している。どのように優先順位を決めているのか。</p>	<p>かねてよりご要望いただいていることは認識しております。他の場所でもご要望をいただいております。順次計画的に解消を図っているところですが、なかなか行き届かないところもございます。今後の整備のなかで計画的に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>予算等様々な事情があり、確実にいつ頃ということは申し上げられないことをご理解ください。個別の優先順位については係で現状を把握しながら、利便性や危険度を勘案した上で判断しております。</p> <p>モミジバフウが大変高木となり、東部工業団地内の街路樹においては、落葉の処理も含めて大変ご迷惑をおかけしております。工業団地内ですと、トラックが中心線に沿って走るかもしれない予兆も感じられ、危険度も増すと考えられます。町では懸案事項であり、予算の範囲内で切り詰めて剪定しているところですが、しかし樹木も本能的にそれ以上に枝を伸ばしていくので、長期的に1本ずつ除去するかどうか植え替えも含めて、考えなければならないと思っております。町としてどう対処していくかは考えておりますのでご理解いただければと思います。</p> <p>【後日回答】 ご指摘の街路樹につきましては、令和6年1月より順次剪定・伐採を行います。</p>
2	<p>事前質問事項のNo.1の2を質問したが、野木町総合運動公園のベンチを合成木材にすれば、腐らないし、拭けば座れると思う。順次修繕すると回答いただいているが、修繕の材質は木材なのか。</p>	<p>既にサッカー場と野球場の間の広場のベンチについては修繕しております。今後についてはテニスコートのほうにもベンチがあるが傷んでいるので、順次修繕していきたいが、合成木材等を含め材質につきましては今後検討したいと思っております。</p>
3	<p>町の空き家バンクと無料相談会を担当しているが、無料相談会のなかで多いのが、農地の問題である。農業用の建物を売るにあたり、周りの農地も一括して売りたい人が多い。栃木市では地続きの農地等の場合、5年間農地として使用するという確約書を取り、売買を可能としている。野木町はどのように考えているか。</p>	<p>以前は各自自治体の裁量で農地の取得の下限面積を条例等で決めていましたが、本年の4月から全国一律で下限面積の要件が撤廃されました。農地を農地としてきちんと管理できる方であれば、下限面積がないので、新規就農しやすくなったと思います。例えば空き家とセットで、農地を農地として使用していただければ、ご質問のようなことも可能になりました。</p> <p>【後日回答】 下限面積要件の撤廃に伴い、元々農地を持っていない方でも他の要件等を満たし、農地を農地として利用いただける方であれば農地を取得することが可能になりました。 そのため、空き家を購入される方が農地取得の要件を満たし許可を得て取得いただければ、セットで購入ということも可能であると考えられます。 また、上記のような方に対し、町農業委員会では、就農意欲等の確認のため、事前面談を実施しています。</p>
4	<p>通学路が雨の日に水たまりができ滑りやすいがかさ上げできるのか。雨が降った際、現地を見てもらって判断してもらいたい。</p>	<p>場所を特定し、現地確認し、場所ごとに原因があると思うので、方法を検討し解消したいと考えております。</p>
5	<p>広報11月号の5ページに消防ポンプ自動車購入事業とあり、第3分団との記載があるが、分団名の後に地区名も記載いただきたい。</p>	<p>町には6つの分団があり、確かに分団名のみでは地域がわからないため、今後は明記したいと思っております。</p>
6	<p>佐川野小では今年から水泳の授業を民間のプールを使用するようになったが、今後佐川野小のプールの維持管理はどうするのか。</p>	<p>消防関係の許可をもらって、撤去の予定となります。</p>
7	<p>道路は6mに拡幅する場合、側溝は農村地区においては自己負担するのか。</p>	<p>今はそのような仕組みはないと認識しております。</p>

8	<p>道路の幅員は6mでないといけないのか。4mでは不可なのか。側溝敷設も簡易的な方法等様々な方法がある。街路樹の高木は大きくなるため、剪定や伐採費用も多額になる。街路樹の代替がガードレールになると考える。</p>	<p>新たにつくる道路は原則6mです。ただし地域の事情によっては、6m確保できない場合もあると思うので、都市整備課にご相談ください。側溝については、簡単だからその方法で施工しようというのではなく、効果や費用を含めて最良の方法での施工を心がけています。街路樹の伐採・剪定については、優先順位も含めて取り組んでいきたいと思ひます。</p>
9	<p>野渡地区の都市計画法第34条第11号地区では、1種農地でも農地転用許可が出ていると思うが、どうか。</p>	<p>野渡地区については、県で制度を始めてすぐに指定しましたが、その後農地に関する基準が厳しくなったため、そのような農地が区域に含まれている可能性もあるのかもしれない。</p> <p>【後日回答】 野渡地区の都市計画法第34条第11号地区に限らず、1種農地であっても許可要件を満たした場合は許可権者である県より農地転用の許可がおりております。</p>
10	<p>空き家の税金が6倍になると聞いたが本当か。</p>	<p>空き家については、今年の12月に法改正があり、管理不全の住宅で近所の方にご迷惑をかけている住宅を所有している方に対し、現在より最大6倍の税金を賦課できるようになります。法律が改正されてご近所の方が迷惑を被っている方がいらっしゃれば、調査しながら策を講じていきたいと思ひます。最初から6倍にするのではなく、所有者に現状をお話しても何もされない方に対し、賦課できるようになります。</p> <p>【後日回答】 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され12月13日から施行されました。改正により「管理不全空家等」に該当し、改善命令があっても対応されない場合には固定資産税の住宅用地特例が解除されるため、固定資産税が最大6倍になる可能性があります。</p>